

高鍋町告示第39号

平成21年第3回高鍋町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成21年9月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成21年9月7日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

緒方 直樹君	黒木 正建君
池田 堯君	水町 茂君
大庭 隆昭君	柏木 忠典君
矢野 友子君	岩崎 信也君
八代 輝幸君	徳久 信義君
中村 末子君	春成 勇君
永谷 政幸君	時任 伸一君
山本 隆俊君	後藤 隆夫君

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月17日に応招した議員

同上

---

○9月18日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

平成21年9月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第5 報告第7号 平成20年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第8号 平成20年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第9号 平成20年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について

- 日程第20 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第22 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 平成20年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
  - (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 本省要望の報告
  - (4) 例月現金出納検査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 請願第1号 尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願
- 日程第5 報告第7号 平成20年度高鍋町財政健全化判断比率について
- 日程第6 報告第8号 平成20年度高鍋町公営企業資金不足比率について
- 日程第7 報告第9号 平成20年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
- 日程第8 認定第1号 平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第2号 平成20年度高鍋町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第3号 平成20年度高鍋町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第4号 平成20年度高鍋町下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第5号 平成20年度高鍋町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第6号 平成20年度高鍋町介護保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第7号 平成20年度高鍋町都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計歳入歳出決算について

- 日程第15 認定第8号 平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第9号 平成20年度高鍋町水道事業会計決算について
- 日程第17 議案第60号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第61号 高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第62号 高鍋町立保育所設置条例の一部改正について
- 日程第20 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 日程第21 議案第64号 財産の無償譲渡について
- 日程第22 議案第65号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第23 議案第66号 平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第67号 平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第68号 平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第69号 平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第70号 平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第71号 平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 平成20年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

---

出席議員（15名）

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	13番 中村 末子君
14番 春成 勇君	15番 永谷 政幸君
16番 時任 伸一君	17番 山本 隆俊君
18番 後藤 隆夫君	

---

欠席議員（1名）

12番 徳久 信義君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君          事務局補佐 野中 康弘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	教育委員長	……………	児玉 安夫君
代表監査委員	……………	黒木 輝幸君	総務課長	……………	間 省二君
政策推進課長	……………	森 弘道君	建設管理課長	……………	曾我部義雄君
農業委員会事務局長	…	松木 成己君	産業振興課長	……………	長町 信幸君
会計管理者兼会計課長	…	正崎 博君	町民生活課長	……………	三浦 敏君
健康福祉課長	……………	井上 敏郎君	税務課長	……………	田中 義基君
上下水道課長	……………	芥田 秀則君	教育総務課長	……………	永友 吉人君
社会教育課長	……………	東 啓三君			

---

午前10時00分開会

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。只今から平成21年第3回高鍋町議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。会議を開く前ですけれども、欠席の届け出が出ております。12番の徳久議員より欠席届が出されております。

それでは、この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 13番、中村。おはようございます。平成21年第3回定例会が招集され、去る9月2日に第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席いたしました。

第3回定例会に付議されました案件は、財政健全化比率や公営企業資金不足比率など経営判断基準に伴う報告が2件、また教育に関連しての点検評価に関する報告が1件、平成20年度決算認定が9件、雇用条件の変化に伴う個人収入減少に伴う減税措置の国民健康保険税条例一部改正などの条例改正が3件、保育園の民間移譲に関する財産の無償譲渡に関する2件、国民健康保険条例の一部改正1件、6月議会でも示されました国の補正予算分について学校などの施設改善計画ができ上がり予算化されたものなどの一般会計補正予算や国民健康保険補正予算など補正予算関係が5件、一ツ瀬川雑用水管理に関する補正予算1件の合計21件が提案されます。

第3回定例会は決算でもあり、予算や補正予算時提案には議論は行っておりますけれども、決算認定はその成果を問うものであり、十分な時間保障が望ましいとの委員の一致を見て、本日から18日までの日程をとったところです。

一般質問は5名と振るいませんが、今回から本会議については庁舎内に放送設備が整ったため、本日の本会議から放送開始することになっております。職員や庁舎内にお越しに

なられた町民の方などへしっかりと放送できる対応ができました。議会議論が始まって庁舎内だけではなく、公開されることは非常に画期的なことです。これは議会が要求し、歴代議長が粘り強く交渉してこられた結果だと考えます。傍聴にわざわざ来なくても、1階や2階で住民がこの議会の様子を聞けることは、議員が試されるということにもなります。執行部には提案理由説明時に必要な書類がある場合には対応していただくことや、委員から政権が民主党になったことによる予算凍結などの措置が行われることが予想されるのではないかと、十分な注意を図っていただきたいとの要望があり、執行部からは政治動向には十分な注意を払いながら対応していきたいとの答弁がございました。また追加議案が示唆されました。

事務局から一般質問が5名であること、少ない時間を有効に使いながらの運営をお願いしたいとの提案がなされました。

以上、ボリュームのある第3回定例会ですが、12日間の日程で不足ないことを委員全員確認し、一致したところでございます。皆さんの活発な議論を期待し、議会運営委員会の報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、2番、黒木正建議員、3番、池田堯議員を指名をいたします。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（後藤 隆夫） 日程第2、諸報告を行います。

まず議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略をいたします。

次に、議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、このとおり派遣をいたしましたので、これにより報告といたします。

次に、本省要望の報告を求めます。団長、矢野友子議員。

○8番（矢野 友子君） おはようございます。本省要望報告を行いたいと思います。

去る8月6日、7日の2日間、国土交通省、防衛省に対する要望及び地元選出国會議員表敬を兼ねて上京いたしましたので、御報告いたします。

参加者は町長、副町長、後藤議長、柏木議員、徳久議員、私、矢野に曾我部建設管理課長、壱岐議会事務局長です。

まず8月6日に名誉町民、上條勝久氏を事務所へ表敬訪問いたしました。白寿の祝賀会

を控えておられた上條氏は年齢を感じさせないお元気な御様子で自宅から1時間以上かけて事務所へおいでくださいました。高鍋を大変懐かしんでおられ、また高鍋のことを非常に気遣ってくださいました。

その後、国土交通省に要望活動を行い、近年ますます渋滞の激しくなった国道10号の渋滞緩和促進について、国道10号の道路拡幅及び高鍋大橋歩道の拡幅、早期完成に特段の御配慮をいただくよう、あわせて小丸川水系の国の直轄管理堅持及び地方分権に伴う権限移譲に関する提言として、昨年6月に地方分権改革推進委員会が一級河川小丸川水系の直轄区間の見直しを決定し、これを受けて国は宮崎県との協議を踏まえ、移管する方向で調整を進めると報告されたことに関し、町としては引き続き国の直轄管理をしていただくことを前提に、県と権限移譲の協議を進められる場合には、竹鳩橋の改善をして移譲していただくか、その改善費用等の措置を講じた権限移譲をしていただきたいとの要望を、国土交通大臣を初め関係部署21箇所それぞれ説明し、お願いをいたしました。

続いて、防衛省に訪問し、地方協力局の企画課長ほかと面談し、再編交付金の柔軟な活用や新田原基地内の事業進捗状況、町内業者の活用、工事車輛等の安全対策等について要望をいたしました。翌7日は宮崎県東京事務所を表敬し、所長を初め企業誘致担当者等との意見交換を行いました。常に町出身者、郡内出身者等の個人や企業とのネットワークを構築しておくことが大事ではないかと話されておりました。小丸川の県移譲を前提としての話として、小丸川の現状等の説明をいたしました。

以上、簡単ですが、今回の本省要望についての御報告といたします。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本省要望の報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたのでお手元に配付をしております。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。平成21年6月1日から平成21年8月31日までの政務について御報告を申し上げます。

まず災害時応援協定の締結についてでございますが、災害時に町が管理する水道施設の優先的な復旧を図るため、お手元の政務報告に掲げているとおり、6月2日火曜日に当町役場において、高鍋町水道事業指定給水装置工事業者11社と応援協定を締結いたしました。

次に、第57回高鍋町消防操法大会についてでございますが、6月28日日曜日、高鍋町スポーツセンターで開会いたしました。各部とも日ごろの訓練の中で培った技術を十分に発揮し、大変すばらしい大会となりました。

次に、第48回東児湯支部消防操法大会についてでございますが、7月18日土曜日、東児湯消防組合で開催されました。今回も激戦となりましたが、本町においては第1部が優勝、第7部が第2位という輝かしい結果となりました。

次に、企業訪問についてでございますが、8月7日金曜日に南九州化学株式会社の親会

社である東京都の東ソー株式会社を訪問し、今後とも継続的に高鍋町で事業を展開していただくようお願いしてまいりました。

次に、スポーツキャンプ誘致についてでございますが、8月25日火曜日に関東学園大学及びNTT東日本を、8月26日水曜日に桐蔭横浜大学を訪問し、今後とも高鍋町でスポーツキャンプを実施していただくようお願いしてまいりました。

次に、要望活動についてでございますが、8月にお手元の政務報告に掲げておるとおり、国土交通省には国道10号の交通渋滞緩和促進、高鍋大橋歩道の設置及び宮越樋管排水ポンプ車の能力向上について、防衛省には新田原基地での訓練等にかかる安全対策及び体制の確立、再編交付金の弾力的な運用についてその他要望活動を行ってまいりました。また今回の要望活動を初め、さまざまな取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主だった政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

---

### 日程第3. 会期の決定

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から9月18日までの12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から18日までの12日間に決定をいたしました。

---

### 日程第4. 請願第1号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第4、請願第1号尾鈴地区土地改良事業農家負担軽減に関する請願につきましては、請願審査特別委員会に付託されておりましたが、高鍋町議会会議規則第74条の規定に基づき、請願審査特別委員会委員長から別紙写しのとおり継続審査の申し出がありました。よって、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 異議なしと認めます。本件は、閉会中の審査を認め、次期定例会においてその審査報告を求めることに決定をいたしました。

---

### 日程第5. 報告第7号

### 日程第6. 報告第8号

## 日程第7. 報告第9号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第5、報告第7号平成20年度高鍋町財政健全化判断比率についてから、日程第7、報告第9号平成20年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等についてまで、以上、3報告を一括議題といたします。

まず町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。報告第7号平成20年度高鍋町財政健全化判断比率について及び報告第8号平成20年度高鍋町公営企業資金不足比率報告についてを一括して御報告申し上げます。

まず、報告第7号平成20年度高鍋町財政健全化判断比率についてでございますが、このことについては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政健全化判断比率につきまして報告するものでございますが、いずれかの比率がそれぞれ括弧書きで記載しております早期健全化基準値以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならないものでございますが、本町につきましては、いずれの比率も早期健全化基準値未満となっているところでございます。

次に、報告第8号平成20年度高鍋町公営企業資金不足比率報告についてでございますが、このことについては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率につきまして御報告するものでございますが、その比率が経営健全化基準で定められております20%以上である場合には、経営健全化計画を定めなければならないものでございます。

当町につきましては、水道事業、下水道事業とも資金不足は発生しておりません。

以上、2件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（後藤 隆夫） 次に、教育委員長の報告を求めます。教育委員長。

○教育委員長（児玉 安夫君） 委員長。報告第9号平成20年度高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づき、別紙の報告書のとおり御報告を申し上げます。

平成20年度の教育に関する事務管理及び執行につきましては、総合的にはほぼ達成されている状況にあります。しかし、教育委員会の諸活動や教育委員会が管理執行する事務等については、今後さらに工夫改善を図らなければならない課題もございます。今後はこれらの諸課題を十分に踏まえて、教育施策の目的の検討や、管理執行する事務の目標設定について研究していかねばならないと考えております。

また評価の方法や評価項目等について検討しなければならない点も見られますので、学識経験を有する第三者の知見を活用しながら、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（後藤 隆夫） 日程第8、認定第1号——13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村。報告についての質疑というのは必要がある場合にはしていいことになっておりますので、質疑をさせていただきたいと思っております。

この詳細な説明を聞いて納得が行けば質疑をするのを控えたいと思っていたんですけども、内容について法に定められたからこういうことをしてるんだという報告しかなかったように私は思いましたので質疑をさせていただきたいと思います。

なぜ財政健全化比率が必要なのか、公営企業の資金不足についての比率もなぜこのような要件が必要なのか、説明がないとなかなか理解できない部分があるのではないかと私は思っております。またこの財政健全化比率を出すに際しても、かなりたくさん資料を必要とし、その中で判断基準を設けていくということが非常に大変な事務の負担になっているということを私は負担になっているのではないかと私は思っているんですね。職員が少なくなっていく中で、この法律ができたからといってこのような財政健全化比率を出していかなければならないという作業に対して、私は執行部はどのように判断を示していらっしゃるのか。

また報告第9号についても同じことが言えると思うんですね。例えば報告の内容を見ますと、先ほど委員長の報告の中にありましたように、まだ考慮していかなければならないことがあるということがありましたが、これもまた具体的に読み上げていただく必要はないかと思いますが、具体的にどのようなところがやはりしっかりとした住民に周知していく必要があるのか、できれば私は広報活動についても傍聴者がいないということに関しては、教育委員会のあり方について誰も関心を持ってないということもひょっとしたらあるのではないかと思うんですね。せっかく保護者の代表が1名入られたということもありますので、そういったことも考えた上で、付加して考えたときに、私は何らかの保護者の傍聴なりそういうところがあつてしかるべきだというふうに思うんですね。

そういうことを考えたときに、何らのそういった努力をもうできなかったのか、この一年間、この間にですね、この間にそういう努力ができなかったのか、そういうことを踏まえて報告の内容をしっかりとさせていただくことが必要ではないかなというふうに私は考えるんですね。だから、地方自治体の財源は、国は地方分権法と言いながら、その資金をすべて地方にゆだねたわけではないんです。共産党は基本的にこのような無策としか言いようのない法律をつくって状況を不満に思ってるんです。地方自治体の税金は住民税を初め、さまざまな収入がございます。しかし、住民は所得税とあわせて大きな負担を強いられているんです。また国民健康保険税は国の負担を少なくして、道州制を見越した総合的に資金管理を行う目的で、県単位での資金管理システムをつくり上げようとしているんですね。

このような状況をしっかりと見て行くためには、報告にあるように、押しつけられた財政健全化比率や公営企業の資金不足に関する比率、教育に関する事務の管理などへの指数が示されても、報告が示されても、地方自治体の議員や住民がその問題点をしっかりと把握していかなければ事務の効率化にはつながることなく、逆に事務の複雑化につながるのではないかと懸念をしております。だからこそその内容をしっかりと住民に示すことが非常に重要と考えておりますので、報告についての詳細な説明をもう一度求めていくもので

す。

○議長（後藤 隆夫） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。先ほども御報告いたしました。議員の申されるとおり、確かに職員も減って、大変忙しいということでございます。やはり地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定しておりますので、どうしても私たちとしてはやらざるを得ないということでございます。このことにつきまして、詳細な説明を担当課長よりいただきます。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この地方公共団体の財政の健全化に関する法律につきましては、簡単に言いますと、まずは北海道夕張市のような例がありますが、このような例を未然に防ぐために財政の健全化判断比率等につきまして、その公表をしていくと。その比率に応じて、また財政の早期健全化または再生等に必要な財政上の措置を講じるということでそういう目的で制定されたものでございます。

毎年度4つの、今回もこういう議会に報告しておりますが、判断比率等を報告することによって、またこれを監査委員の審査に付した上で議会に報告するというふうになっております。そして、その結果を住民にも公表して、その高鍋といいますか、町の財政状況を明らかにしていく、住民の監視を強めるという方向になっているものだと思います。法的にということかどうかと言われましたが、これも義務づけされたものですので、出さざるを得ないというのが実情でございます。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。教育委員会の点検及び自己評価の結果を踏まえての改善についてのお尋ねですけれど、この結果を踏まえまして、課題が見えたところについては今後検討を進めて参りたいと思っております。20年度の評価をする際に見えてきたことがありましたので、例えば、先ほどおっしゃったように、実際に告示はしておりますけれども、傍聴者がいない状況がずっと続いておりますので、ホームページに教育委員会の会期について現在載せております。また会議録の公表についても今後検討していきたいというふうに考えているところです。

○議長（後藤 隆夫） 13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。夕張市の問題はね、これは特異的な財政状況、いわゆるあそこは炭鉱を閉鎖された後にいわゆる裏起債と言われるものを使った形での起債をどんどん発行してきたということが破綻してきた一番大きな原因だと私は思っているんですね。そのことを考えた時に、これが法制化されまして、全国のこういう判断、財政健全化比率をもってこの判断基準を示したところ、その判断基準よりオーバーしたところというのはほぼなかったんですね。100%なかったんですね。だからそのことを考えたときに、国がなぜこの比率の上限を将来の負担比率、350%、350というのを持ってきたのか。

そしてですね、私が聞きたいのは住民も聞きたいと思うんですよ。実質公債費比率は

18.9ですよ。そしてそれが県内ですればどういう位置状況にあるのか、そしてまた将来負担比率が141.2、これは前回よりもかなり落ちるのは落ちたんですけども、これが一体高鍋町は宮崎県の中でいざばどういった状況にあるのか、その将来負担比率が高いことによってどういうことが私たちは判断基準となるのか、そこがやはりしっかりと説明されないと、この数字だけが出されてもこの将来負担比率が前が153ぐらいじゃなかったなと思うんですよ。高鍋町上位からも本当に高かったですよ、何番目か、5本の指に入るぐらいの数だったんだろうと思うんですね。番数だったんじゃないかなと思うんですよ。それが141.2になったら県内ではどれぐらいするのか、何番目ぐらいに位置しているのか、その将来負担比率というのがどうやっていけば下げていくことができるのか、そういうことも含めてですね、やはりしっかりと報告をしていただかないと、なかなか報告の内容がわかりづらい部分があるんじゃないかなというふうに思うんです。

先ほど例えば教育委員長の報告ですね、教育長がその後私の質疑に対しての答弁がございましたけれども、もうこれ判断基準を示してですね、評価をしてからも既に半年近くたってるわけですよ。半分は過ぎてるわけですよ。だからその半分以上を過ぎた報告を出すまでは、じゃあ努力しなくていいのかということじゃなくて、この判断基準というのは、評価というのは、しっかりともう4月、5月ぐらいには出てると思うんですね。ある程度のものは出てきていると思うんです。報告は今出しますけれども、この基準はある程度の早さで出てきていると思うんですね。評価基準というのがあるにもかかわらず、やはりここ半年で、まあ4カ月ぐらいでもいいですよ、傍聴者が1人でも出てきたのか、教育委員会の高鍋町の教育の問題に関しての住民の関心がどこまでこの4カ月間で上げていくことができたのかということは、報告をしたら報告をただけでいいと、質疑がないからいいかと思うようなことでは絶対ないと思うんですね。しかし、そこには努力をした痕跡が見えないと報告しただけでいいんじゃないかと思われがちな住民の判断基準が出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。

だから私が一番報告でね、一番陥りやすいところは、報告は報告だけで質疑がない部分がある、そこで報告を雑にするというわけではないんでしょうけれども、報告についてもっとしっかりした、住民に周知徹底、そして啓発活動のできるようなしっかりした報告内容にしていかないと、住民もこの数字が一体何なのかわけがわからないというのでは非常に住民の皆さんにも大変失礼ですし、また住民の代表として出ている私たちにとっても失礼ではないかなというふうに思うんです。だから、今回はあえて報告に対しての質疑を許可をしていただきましたけれども、できればそこを含めて県内での財政の健全化比率に関してもそうですが、将来負担比率、実質公債費比率が県内ではどれぐらいのところに位置しているのか、そのこともあわせてしっかりと、そして夕張はどのような特異性を持った財政運営であるように赤字破綻をしていったのか、そこをできればしっかりと報告をしていただければと思っております。教育委員会についても同じことが言えると思います。

○議長（後藤 隆夫） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。すいません、ちょっと順番につきましては一覧表を持ってきておりませんで申しわけございませんが、高いほうには間違いございません。公債費比率等につきましては、普通今まで一般会計等の中だけで判断してますというか、公表されておりますが、この法律改正後の特別会計分、あるいは一部事務組合分等が加算されているというのが実情でございまして、その分が押し上げてるといのは間違いございません。

あとの将来負担比率につきましてもそういうことで、一般会計等につきましては、行財政改革もやっております、極力公債費の発行についても抑えておりますので、ピークにつきましては、平成20年度をピークに下がってきているというふうには思っておりますが、逆に下水の償還分、もっと西都児湯の償還分がこれを押し上げて逆に上がってきているというのが実情でございます。

ただし、実質公債費比率につきましては、昨年より0.4ポイント上昇、で、将来負担比率につきましては、14ポイントぐらい下がってますので、将来に向けてはいい方向になってると、この比率だけとらえればそういうふうに見えるのではないかなと思っております。

あと中身の公表につきましては、議員が御指摘のとおり、いろいろな方法で今後検討させていただきたいと思いますが、この数値の根拠につきましての決算統計の数値をもとに作成しております関係もありまして、なかなか一律にこの数字の根拠を示す、ぱっとわかるようなというのがちょっと難しいかなと思っております。ただそういう極力わかりやすいほうにと議員がおっしゃる意味はわかりますので、何かできる限りそのような方向があればとっていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○13番（中村 末子君） 議長、もし書類があるようであれば、どれぐらいの順位に位置しているか出して。（発言する者あり）まだ出てない。

○議長（後藤 隆夫） 今後出た時点で。（発言する者あり）

教育委員長。

○教育委員長（児玉 安夫君） 委員長。御指摘を受けましたが、評価をする際に委員会の中で何のために評価をするのかと、それが一番大事なんだと。評価をしてその足りない面、あるいはここをもう少し努力をしなくちゃいけないとかいろいろな面が浮き彫りになってくると思うと。それをしっかりとやっていくための評価でなくてはならないと、評価のための評価はだめだということを申し合わせをして審議をしております。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第8、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算——失礼しました。訂正をいたします。2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。ちょうどその教育委員会の報告が出てますので、これについてちょっとお伺いします。

夏休みの健全育成のためのソフトボール、ミニバレー、それからドッジボールとかもう何十年も続いているんですけど、今まで私なんかここで指導したり、柏木さんも育成会のほうでいろいろやって何十年続いたんです。今回、そういった夏休みのそういう大会ちゅうのが、人数が出なくて大会ができなかったんですけど、そういった評価というのは、この中の青少年育成事業のランクがBになってるんですが、ここに入るんでしょうかね。まずそこから教育長。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。小項目の②の青少年育成事業の中で考えております。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。これはもう例年いつも育成会のほうからもいろいろ要望が出ている、そういう夏休みの大会なんですけど、これは高鍋町の体育スポーツ少年の指導員、こうした人たちに入団式のとき等に、やっぱり町の大きな行事でもあるし、そういうときは避けてくれということで、いろいろ今まで何十年間そういう問題でいろいろ出てきたことなんですけど、そういう町の大きな行事の日にスポーツ少年団なり野球でもサッカーでも柔道でもバレーでもそうなんですけど、そういうときにいろいろ試合日程をどんどん練習試合とか遠征とか組んでこられて、前からそういう主催者側のほうでそういうのをぶち壊しているじゃないかと、そういうことを何回か今まで言ってきた経緯があるんですけど、そこ辺をどういうふうな評価をされているのか。もう一般質問も出さなくて、そのまんまましようと思ってたんですが、ちょっとこう見たらいろいろ評価が出てますので、そこ辺の評価はどういうふうにされているのか。

私も二十数年ぐらいになると思うんですけど、夏ずっと今まで指導してきたんですけど、なかなか改善されなくてそのまま来て、子供また保護者、ちょうど中間に挟まってですね、非常に悩んだり、また苦情も出てきた、そういうことなんですけども、そこ辺が一向に解決されんままに現実まで来てて評価につながってるんですけど、そこ辺のとらえ方というのはどういうふうにしておられるかちょっとお聞きいたします。

○議長（後藤 隆夫） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。確かに今おっしゃったように、行事の重なり等がありまして、不十分な点が多々あっているんな皆様に御迷惑をおかけしているわけなんですけども、この子供会の球技大会につきましては、年度始めに日程等を会長さんあたりが集まる会においてはお示しをしているんですけども、実際指導される方のほうまで伝わらないということもありまして、課題があるというふうに考えております。で、評価する際に、ここをBとさせていただいておるんですけども、そういった課題が実際にあるわけですのでBとさせていただいたわけですが、青少年の健全育成事業全体から見たときにBというふうに考えておられて、そのたくさんやってる事業の中でどれか一つに焦点を当てて、ここに課題があるから、じゃあこれはもっと評価を悪くすべきだというふうに考えるかどうかということになるんですけど、今回の評定の考え方は、全体的に見てこのような評定をさせて

いただいております、個々に見ていったときには課題がある部分が確かにあるんですけども、この評価をするに当たっての考え方を整理したときに、一部の部分に焦点を当ててそこで全体の評価を悪いとするのではなくて、全体的に見ようということで、そういう考え方で評価をしたところです。

○議長（後藤 隆夫） 2番、黒木正建議員。

○2番（黒木 正建君） 2番。総体的なその評価というのはわかるんですけど、それで別にどうのこうの言うんじゃないんですけど、そのためにそういう育成会とかいろんな行事をその後に組んでたわいわい広場とかですね、子供たちの、そういったもの全部中止になりまして、こういった関係で。子供とかそういった先ほど言いました保護者、それからそこ辺までもう少し考えていただかないと、やるからにはやっぱり指示徹底してからやらないと、本家本元が企画しとってそこが打ち壊していつてから、迷惑はみんなそこ辺の子供たちとか保護者とかそういうのやったら、高鍋町のそういった方針とかどうなってるんだろうかというふうになってきますし、その辺もうちょっと今後、そこへんぴしゃっと決めてやっていただきたいなと思います。そういった面があると、こういうランク別A Bとかいろいろ分けてありますけども、そこら辺の評価自体が、ランクのあれが何かあやふやで、そんなもんかちゅうふうになってくるからですね、やっぱ例えばソフトボールだけでもこれも大きなあれなんですよ。小さいことじゃなくて。そのだから、やるやらんは簡単なことか知れんけど、それ取り巻く下部組織とか、下部——下のほうにおる人たちのこともひとつ考えてやっていただきたいと思うし、質問も別にもうよそうと思ってたんですけど、ちょうど出てたもんですからついでに言わしてもらいましたけど。

で、今後どのように持っていくのか、そこ辺またこの評価後の検討などをしていただきたいなと思います。

以上です。

---

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

日程第15. 認定第8号

日程第16. 認定第9号

日程第17. 議案第60号

日程第18. 議案第61号

日程第19. 議案第62号

日程第20. 議案第63号

日程第21. 議案第64号

日程第22. 議案第65号

日程第23. 議案第66号

日程第24. 議案第67号

日程第25. 議案第68号

日程第26. 議案第69号

日程第27. 議案第70号

日程第28. 議案第71号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第8、認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、日程第28、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上21件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず認定第1号平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算についてから、認定第8号平成20年度高鍋町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてまででございますが、平成20年度各会計の歳入歳出の決算について、認定を求めるものでございます。

初めに、認定第1号の一般会計については、歳入総額71億1,715万7,453円、歳出総額68億7,283万686円、差し引き2億4,432万6,767円となっております。

次に、認定第2号の国民健康保険特別会計については、歳入総額27億4,340万9,534円、歳出総額25億3,906万9,265円、差し引き2億434万269円となっております。

次に、認定第3号の老人保健特別会計については、歳入総額2億2,223万8,180円、歳出総額2億2,223万419円、差し引き7,761円となっております。

次に、認定第4号の下水道事業特別会計については、歳入総額4億3,370万8,472円、歳出総額4億1,965万5,928円、差し引き1,405万2,544円となっております。

次に、認定第5号の介護認定審査会特別会計については、歳入総額1,131万2,568円、歳出総額1,049万4,445円、差し引き81万8,123円となっております。

次に、認定第6号の介護保険特別会計については、歳入総額12億2,018万1,472円、歳出総額11億7,304万5,904円、差し引き4,713万5,568円となっております。

次に、認定第7号の高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計については、歳入総額1,184万7,026円、歳出総額1,184万7,026円、歳入歳出同額となっております。

次に、認定第8号後期高齢者医療特別会計については、歳入総額3億4,382万2,424円、歳出総額3億4,161万176円、差し引き221万2,248円となっております。

次に、認定第9号平成20年度高鍋町水道事業会計決算についてでございますが、営業面では給水件数が8,781件で前年度より1件の減、有収水量は、205万7,433立方メートルで前年度より0.8%減少しました。経営面では、※収支的収入総額4億2,827万3,401円、支出総額4億2,151万5,293円で、経常利益は675万8,108円でございます。

次に、資本的収支であります。収入総額1億2,070万3,239円に対し、支出総額は3億1,128万6,048円となっております。なお、資本的収支が支出に対して不足する額1億9,058万2,809円は、当年度損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

次に、※議案第60号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、国民健康保険税の減免が必要と認められることができるものの、該当要件に失業等の理由により所得が激減したものを追加するための改正でございます。現在社会経済の現状悪化等により、一部の企業において派遣切り、リストラ等の事態が発生していますが、このような非自発的な離職や廃業、休業などの理由によって収入が激減したことで、前年度所得を基準とする国民健康保険税が多重な負担となり、納税の困難になっている世帯が見受けられます。

このような事態が判明した場合には、その被保険者の世帯の状況を的確に把握し、総合的に勘案した上で必要に応じて国民健康保険税を減免する措置を講ずることができることとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、失業、休業、廃業、疾病及び負傷に限定される原因で所得が激減したものを国民健康保険の被保険者として含む世帯で、前年の所得が400万円以下の世帯のうち、ことしの所得がその10分の5以下に減少し、国民健康保険税の担税能力が著しく弱ったことで納税が困難となり、減免が必要と認められる世帯に対しては所定の割合に応じて算出した額を国民健康保険税の課税額から減免することができるようにするものでございます。

次に、議案第61号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございますが、本案は6月議会において議決いただいた議案第53号高鍋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の条文中、施行期日がいまだ来ていない未執行部分については、今回の議案第60号の改正だけでは追加した条文が適用できないため、その部分についても条文が適用できるよう所要の改正を行うものでございます。

※後段に訂正あり

次に、議案第62号高鍋町立保育園保育所設置条例の一部改正についてでございますが、本案は、第5次高鍋町行財政改革大綱に基づき、上江保育園及び持田保育園を平成22年4月1日から民間移譲することに伴い、平成22年3月31日をもって廃止するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第63号及び64号財産の無償譲渡についてでございますが、本案は今回の議案第62号の改正に基づき、上江保育園及び持田保育園を平成22年3月31日をもって廃止し、同年4月1日付で行政財産から普通財産に分類がえを行った上で議案第63号では、上江保育園を社会福祉法人あけぼの福祉会に、議案第64号では、持田保育園を社会福祉法人久春福祉会に無償譲渡し、民間移譲により引き続き保育事業を実施するものでございます。そのため、財産の無償譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第65号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、健康保険法施行令の一部改正が平成21年5月22日に施行されたことに伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金を4万円増額し39万円とし、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号平成21年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）でございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億9,940万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ70億5,907万3,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では庁舎省エネ改修事業、施設協力金事業、消費者行政活性化基金事業、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業、子育て応援特別手当交付金事業、西小学校放課後児童クラブ整備事業、女性特有のがん検診事業、一般廃棄物最終処分場土砂埋め戻し工事費、まちなか活性化事業補助金、学校情報通信技術環境整備事業、理科教育設備整備事業及び地域活性化経済危機対策臨時交付金事業等でございます。

地域活性化経済危機対策臨時交付金事業といたしましては、わかば保育園屋根防水工事費、小中学校屋根防水工事費、中央公民館空調照明設備改修費、橋梁点検委託費等を、また平成20年度決算剰余金確定に伴い、財政調整基金積立金を計上したところでございます。

財源につきましては、国県支出金、寄付金、繰越金及び町債等でございます。あわせてまして防災備蓄倉庫等整備事業のうち、工事費について継続費を設定しておりますが、工事費が確定したため工事請負費から備品購入費へ事業費の調整を行うため継続費の変更を行うものでございます。また学校情報通信技術環境整備事業につきましては、財源のうち2分の1が国庫補助金、残りの2分の1を補正予算債として借り入れるため、地方債の追加を行うものでございます。

次に、議案第67号平成21年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ918万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億3,152万9,000円とするものでございます。

補正の主なものは、歳出では、法改正に伴う出産育児一時金の増額、※特定健康検診等事業における特定保健指導に係る管理栄養士報酬及び要指導者のプール使用料の増額、平成20年度療養給付費確定に伴う国庫負担金返還金の増額でございます。

財源につきましては、国県支出金、一般会計繰入金、繰越金等でございます。あわせて歳入につきましては、高鍋町国民健康保険税条例一部改正に伴う国民健康保険税の減額、介護報酬改定に伴う※介護従事者処遇改善臨時特別交付金の増額を行うものでございます。

次に、議案第68号平成21年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ438万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億1,099万2,000円とするものでございます。補正の主なものとしたしましては、歳出では緊急を要する放流量測定用電磁流量計等の修繕に係る需用費の増額等で、歳入では平成20年度事業費の確定に伴い、財源の調整を行うものでございます。

議案第69号平成21年度高鍋町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出の※増額はなく、※平成21年度事業確定に伴う財源調整を行うものでございます。

議案第70号平成21年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,752万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ14億3,234万5,000円とするものでございます。補正の主なものは、歳出では、平成20年度事業費の確定に伴う国庫支出金等返還金、一般会計への繰出金及び介護給付費準備基金積立金並びに介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金の増額で、財源につきましては、支払基金交付金、県負担金の前年度事業実績確定による追加交付及び前年度繰越金でございます。

議案第71号平成21年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出の増減はなく、歳出のうち、442万5,000円を工事費から備品購入費に振りかえるものでございます。

補正の理由としたしましては、水道メーターは工事発注時に工事費に組み込む方法としておりましたが、備品として町で一括購入し、請負業者へ工事発注時に支給する方法に変更するものでございます。水道メーターは計量法に基づき、有効期限が8年とされており、その期限内にメーターを交換する必要がありますが、その管理が町から支給したほうがより確実になることや、水道メーターをまとめて直接メーカーに発注したほうが経済的であるため、水道メーターを町で一括購入するものでございます。

以上、21件の議案等につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

すいません、訂正をお願いいたします。水道の報告のところで、「収益的」を「収支的」と言ったそうですが、「収益」に変えさせていただきます。それから国民保険の税条例のところで第61号ですね、「施行（シコウ）」を「施行（セコウ）」と言っておりますので、全部変えていただきたいと思います。それから、67号で特定健康診査を「検

※後段に訂正あり

診」と言ったそうですが、「診査」に変えていただきたい。それからこれは67号の中で介護従事者処遇改善臨時特例を「特別」と言ったそうですが、「特例」に変えていただきたい。それから認定審査会の中で、「歳入歳出の増減はなく」を「増額はなく」と言ったそうなので、「増減」に変えてください。「減」ですね。

以上です。

○議長（後藤 隆夫） ここで11時20分まで休憩をいたします。11時20分から再開をします。

午前11時08分休憩

.....  
午前11時20分再開

○議長（後藤 隆夫） それでは、再開をいたします。

次に、訂正。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。すいません。議案第60号で高鍋町国民健康保険税条例の「税」を抜いたそうなので、「税」を入れていただきたいと思います。

それから69号の平成21年度の高鍋町の介護認定審査会特別会計の中で、「平成20年度事業確定」を「21年度」と言ったそうなので、「20年度」、「20年」に訂正をしていただきたいと思います。

以上です。

#### 日程第29. 平成20年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第29、平成20年度高鍋町一般会計並びに特別会計決算審査結果報告を求めます。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員（黒木 輝幸君） 代表監査委員。監査委員2名を代表いたしまして、平成20年度各会計の決算審査結果を御報告いたします。

初めに、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました平成20年度高鍋町一般会計及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

決算審査は、去る7月6日から8月18日までの間で実質15日間、役場におきまして書面審査及び対面審査を実施し、審査意見書を8月18日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。決算審査意見書は、皆様のお手元に配付されております。その内容につきまして、御報告申し上げます。

第1に、審査の対象になりましたのは、平成20年度高鍋町一般会計歳入歳出決算、平成20年度高鍋町特別会計7会計歳入歳出決算、1、国民健康保険特別会計、2、老人保健特別会計、3、下水道事業特別会計、4、介護認定審査会特別会計、5、介護保険特別会計、6、高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計、7、後期高齢者医療特別会計でございます。

第2に、審査の期間でございますが、先ほど述べましたとおり、平成21年7月6日か

ら平成21年8月18日まで、実質審査日数15日間でございます。

第3に、審査の方法でございますが、審査に当たりましては、町長から提出されました決算書及び附属書類が地方自治法、高鍋町条例に準拠して作成されているか、予算が適正かつ効率的に執行されているかを主眼に置き、関係者の説明を聴取し、定期検査、例月検査等も考慮して関係帳簿並びにその他の書類と照合するとともに、必要な書類の提出を求め、通常実施すべき審査を実施し、現地調査も実施いたしました。

第4に、審査の結果でございますが、平成20年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、関係諸帳票初めその他証拠書類などを照合、審査した結果、決算に関する計数はいずれも正確であると確認いたしました。また予算の執行、会計事務及び財産の管理など、財務に関する事務の執行は適正に処理されているものと認められました。

それでは、総括意見を申し述べます。なお、それぞれの項目ごとの審査結果につきましては、意見書をごらんいただきたいと存じます。

まず一般会計から申し上げます。

最初に、決算にあらわれた現状の評価について申し上げます。収支でございますが、平成20年度一般会計決算におきましては、歳入において5億7,894万2,000円、歳出において5億6,790万2,000円前年度を上回っております。

なお、収支に関しましては、形式収支から前年度繰越金を差し引いた実質収支は黒字となっておりますが、真に黒字であるかどうかは基金の運用を控除した実質単年度収支で判断しなければなりません。実質単年度収支も黒字となっており、収支均衡が貫かれ、堅調な財政運営だったという結果が出ております。

次に、歳入でございますが、自主財源であります町税は、2,014万2,000円の減収となる一方で、地方交付税が1億4,555万2,000円の増額となっております。これは木城町が不交付団体になったことによりまして、西都児湯環境整理事務組合分が本町に上乘せ交付となったことが主要因でありまして、実質的には大幅な増とはなっておりません。

また借入れ金であります町債は2億1,342万7,000円増加しております。

なお、歳入の確保という面から見ますと、重要な自主財源であります町税、保育料、住宅使用料の収入未済額の合計が1億6,995万1,000円となっております。依然として高い水準にあります。また不納欠損額は町税、保育料、住宅使用料で、総額3,000万4,000円となっております。

次に、歳出でございますが、義務的経費におきましては、行政改革等によりまして人件費が804万7,000円減額となる一方で、公債費が6,998万6,000円、扶助費が535万8,000円増加して、結果として合計では前年度と比較して6,729万7,000円の増となっております。

また投資的経費は持田団地建設建てかえ事業、防災備蓄庫建設事業などで、9億9,919万4,000円となりまして、前年度と比較して2億9,030万4,000円の

増額となっております。

以上、20年度の実績を申し上げますが、平成20年度一般会計の運営は適正であったものと認められます。ただし、財政の健全度を示す経常収支比率は90.9%と非常に高く、また借金依存度を示す公債費比率も15.7%と高い水準にあり、財政の硬直度は県内平均を超え、柔軟性や独自性のある行政運営が困難な状況は変わっておりません。

今後の財政運営に当たりましては、歳入面では自主財源の確保に向けて収入未済額の解消に徹底して取り組み、特に不納欠損につきましては負担の公平性に配慮するなど慎重を期すとともに、歳出面では行政改革を積極的に推進し計画的、重点的かつ効率的な運営により、財政の健全化を着実に推し進め、真の町民のためのまちづくりに努められるよう要望いたします。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療保険制度が創設されたことによりまして、国民健康保険加入世帯、加入者は、前年度と比較して1,020世帯、2,298人減少しております。歳入面では国保税は前年度と比較して1億5,515万円の減収となり、収入未済額は徴収努力により2,838万2,000円減となりましたが、平成20年度に不納欠損処理した額は、4,042万4,000円で、過去2カ年で1億717万8,000円に達しております。平成20年度末現在の過年度分の滞納額は1億2,742万2,000円であり、執行停止中のものも加味しますと今後も増加することが懸念されます。安定した保険事業運営と負担の公平化を保つために今後ともコンビニ収納や滞納整理システムを最大限に活用し、未納対策になお一層の努力を望むものであります。

住民の健康を守る国民健康保険の現状は、被保険者の高齢者が進展する一方で、医療技術の高度化により医療費は毎年増加し続けており、国保財政の基盤は弱体化が進んでおります。医療費抑制のために医療費通知は、生活習慣病予防対策を初め、各種検診による早期発見、早期治療の啓発と、さまざまな施策を実施されておりますが、今後とも保険事業者である町と被保険者が連帯して取り組むべきであると考えます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。医療制度改正により、老人保健事業は後期高齢者医療保険事業に移行され、老人保健特別会計は過去の医療費等の清算を行っているところであり、清算漏れ等のないよう、的確な処理を望みます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。平成20年度の公共下水道の事業量は管渠布設961メートル、面整備3.5ヘクタールで新たに82世帯215人が使用可能となりました。平成20年度末現在の管渠総延長は41.6キロメートル、面整備累計は183.1ヘクタールで、普及率は30.1%、2,939世帯6,565人となっております。下水道の普及により快適な生活と河川の浄化が進み、その効果は次第にあらわれておりますが、今後の課題といたしましては、第1点目として財政問題がございます。現在、事業認可を受けております233ヘクタールが平成24年度に完了予定であります。起債残高は平成20年度末で31億2,853万7,000円と多額に上っております。その

償還や施設の維持管理を考えた事業の展開を慎重に検討する必要があると考えます。

第2点目は、下水道使用料の収入未済額であります。供用開始に伴う使用料徴収の手續が欠落し、未調定、未徴収が発生したことは行政責任の欠如と行政の信頼を揺るがす出来事でありまして、事務事業を進める上ではあってはならないこととあります。使用料の収入未済額の項目で述べておりますが、未調定、未徴収の中には既に時効が完成していると解釈される額が226万8,000円含まれております。今回の事案が単発ではなく、10年以上にわたって毎年度発生していたことは組織的な問題としてとらえる必要があると考えられます。原因の究明と再発防止策及び処理方針を明確にして収入を確保されるよう強く要望いたします。

次に、介護認定審査会特別会計について申し上げます。3町による認定審査は的確そしてスムーズに行われており、今後ともさらに連携を密にし、適正な審査を行われるよう要望いたします。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。平成20年度の要介護要支援の申請者数は979人で前年度と比較して82人増加しておりまして、申請者のうち非該当が7人となっております。介護を必要とするすべての人々に希望する介護サービスが的確に提供できるように、また要介護者を増加させない取り組みとして地域包括支援センターがその役割を十分に発揮し、町民の保健福祉の向上に寄与するよう要望いたします。

次に、高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計について申し上げます。清算金は5年で完了する予定となっておりますが、交付は初年度で大半が終了し、分割納付と一部の交付が残るのみとなっております。未納につきましては法的手段をとるなど計画期間内に清算が確実に終了するよう要望いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。老人保健事業から後期高齢者医療保険制度事業に移行され、町が行う事業は保険料徴収及び管理事務で療養給付の事業は法律により広域連合が行っております。初年度の決算であり、今後の推移を見守る必要がありますが、老人保健事業から後期高齢者医療保険に移行したことによる被保険者の保険料負担の動向を見極める必要があると思われま。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく平成20年度高鍋町水道事業会計決算審査結果について御報告申し上げます。

決算審査は、去る6月18日から6月24日までの間の中で、5日間役場において書類審査及び対面審査を実施し、審査意見書を7月17日に講評を兼ねて町長に提出いたしました。その概要について御報告申し上げます。

審査の期間は6月18日から6月の24日までの間のうち実質5日間でございます。審査の方法は町長から提出された決算書類及び附属書類が地方公営企業法その他関係法令に基づき作成されているか、また水道事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか検証するため、必要に応じて関係者から説明を聴取し、会計帳票、証拠書類、関係帳簿など通常実施すべき審査手續及び必要とする審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業法その他関係法令に基づき作成され、その計数は正確であり、関係帳簿と符合し、かつ当年度における水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。また予算の執行も適正に執行されていることを認めました。

それでは、総括意見を申し上げます。

まず分析による現状の評価でございますが、業務の実績につきましては、本年度の給水人口は1万9,635人で前年度より123人減少しております。また有収水量も1万6,854立方メートル減少しておりますが、漏水対策等の効果もありまして、有収率は2%改善されております。年間総配水量も前年度と比較して7万743立方メートル減少し、施設利用率及び稼働率、賦課率も低下しておりますが、同類系の団体の経営指標、最大稼働率を上回っております。効率的な業務運営がなされたものと評価できます。

次に、経営成績につきましては、営業利益は前年度を1.6%下回り、営業費用は前年度より2.3%増加しておりますが、これは原水浄水費における浄水施設保安点検費の増や配水給水費における修繕料の増が主な原因であります。

営業外収益及び営業外費用は、支払い利息が8.5%減少しております。これらの結果、純利益は前年度より54.9%減の675万8,108円となり、これを全額減債積立金としております。経営状況につきましては、前年度より経営分析での指標が若干であるが悪化していますので改善を図っていく必要があると考えられます。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表のとおりでございます。有形固定資産の増加の主なものは構築物で、配水管布設工事が主要因であります。流動資産と流動負債につきましては、双方とも減となりましたが、流動負債の未払い金の減が大きく、資金運用の面では安定していると見られます。固定負債は修繕引当金が473万3,000円減少し、流動負債は未払い金が2,693万8,000円減少しております。剰余金は2,102万7,000円増加しておりますが、これは資本剰余金が2,924万1,000円増加し、利益剰余金が821万3,000円減少したためであります。

当年度末における財政状態は安定していると言えますが、企業債未償還残金が34億4,000万円と高額であり、今後これらの返済と老朽管の更新及び浄水場の改修等が必要とされていることからさらに経営努力が望まれます。

分析によりまず評価は以上のとおりですが、平成20年度の経営状況を見ますと、収益的収支の収益面では、給水人口は前年度より微減し、経営の根幹であります営業収益も前年度と比較して1.5%減少しております。

一方、費用面では2.3%増加し、純利益は54.9%減の675万8,108円となっております。資本的収支につきましては、東九州自動車道建設に伴う配水管布設工事の減少により、収入面では企業債が518万円、工事負担金が2,070万8,258円減収となっており、支出面でも同様に一般改良費が減少しております。

経営状態につきましては、給水収益の減少が続き、収益性、流動性、安全性が低下して

いる中で、浄水場の改修及び老朽管の更新も計画され、さらには企業債元利償還金が給水収益の50%を超えて、今後14年間は2億円強の支払いとなることなどから経営環境はますます厳しくなることが予想されます。

このような中で給水人口の大幅な増加は期待できず、今後水道事業の経営に当たっては、業務のさらなる合理化と経営節減による収益の確保に努められるとともに、安全で良質な水の安定供給に向けて信頼性高い水道事業の展開と町民サービスの向上に取り組まれることを要望するものであります。

なお、経営の健全化に関しましては、給水収益の確保が最優先課題であります。現状では給水原価が供給単価を16.41円上回っており、財務比率悪化の最も大きな要因となっております。長期的にはこの逆ざや現象の解消に向けた取り組みは欠かせないものと思われま。

以上で、決算審査報告を終わります。

---

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

この後、50分から11時50分から議員協議会を開催をいたしますので、第3会議室のほうへお集まりをお願いします。

午前11時45分散会

---